

US 関連資料

"Access to Relevant Prior Art Initiative"の段階的实施により  
情報開示義務負担を軽減する最初のステップを USPTO が官報に公示

2018年11月05日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

MPEP 609.02(II)(A)(2)によれば、出願人は、親出願において引用された先行技術文献を継続出願において再度 IDS として USPTO に開示する義務を有していません。このような場合であって、継続出願が特許付与された場合、当該特許の第1ページには、親出願で引用された先行技術文献は印字されません。すなわち、出願人が上記先行技術文献を継続出願に係る特許の第1ページに印字することを希望する場合には、継続出願において、これらの先行技術文献を IDS として USPTO にファイルすることが必要となります。

2018年10月25日に、官報において、USPTO は、"Access to Relevant Prior Art Initiative" (以下、RPA イニシアチブという。)の段階的な実施を行う旨、公示し、この RPA イニシアチブを第1段階として、2018年11月1日から実施を開始しました。この RPA イニシアチブは、上記の継続出願の場合のように、情報開示義務の負担の軽減を図る重要な最初のステップとして位置付けられています。

RPA イニシアチブの第1段階について、以下に詳細に説明します。

**【全5頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。